

第1章 製造所等の意義

第1 製造所等の区分

1 「製造所」とは、危険物を製造する目的で、1日あたり指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地含む。）並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。（昭和34年国消甲予発第17号）

なお、次のような施設は、副次的に非危険物から危険物が出来るが、当該危険物を製造目的としていないことから、製造所ではなく、一般取扱所となる。

- (1) 印刷工場において、有機溶剤を含む排ガス処理施設として設けた溶剤回収装置で指定数量以上の危険物が回収される施設（昭和59年消防危第54号）
- (2) 金属材料を砕いて非危険物の金属粉を製造する工場において、くず（金属粉）を集塵機で集めたものが指定数量以上の危険物となる施設
- (3) 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第一石油類）から水素を製造する工程の一部で副産物としてトルエンが生じる施設（平成28年消防危第37号）

2 「貯蔵所」とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。（昭和34年国消甲予発第17号）

3 「取扱所」とは、危険物の製造以外の目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。（昭和34年国消甲予発第17号）

第2 製造所等の許可範囲

製造所、貯蔵所及び取扱所は、同一の場所に重複して設置することはできない。ただし、隣接する2以上の製造所等の保有空地の重複等別に定められている場合は、この限りでない。

第3 危険物規制の例外

1 発電所、変電所等の取扱いについて（昭和40年自消丙予発第148号）

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため

油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物関係法令の規制の対象としない。

なお、発電所等に設置される前、及び、発電所等から取り外された後の変圧器等は、危険物関係法令の規制となる。

2 自動車の燃料タンクについて（昭和 49 年消防予第 102 号）

自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。

3 免震用及び制振（震）用オイルダンパーについて（平成 28 年消防危第 42 号）

建築物に設置された免震用及び制振（震）用オイルダンパーのうち、第三石油類等の危険物を取り扱うもので、当該オイルダンパー 1 基が取り扱う危険物の数量は指定数量未満であっても、建築物に設置された全てのオイルダンパーが取り扱う危険物の数量を合計すれば指定数量以上となる場合、次の各号の要件に適合するものにあつては、当該オイルダンパーを一の取扱場所として差し支えないこと。

(1) 取り扱う危険物は、指定数量の 5 分の 1 未満の高引火点危険物（引火点が 100 度以上の第四類の危険物）であること。

(2) 円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分に危険物が密閉されているものであること。

4 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについて（平成 31 年消防危第 81 号）

当該バルブは、自動車エンジン内部という極めて過酷な環境下においても、容易に損傷しない構造であり、バルブごとに取り扱うことで危険物保安上支障ないと考えられるため、当該バルブを集積した際にナトリウムの量を合算して危険物関連の規定を適用する必要はないこと。ただし、運搬に関する基準は適用されるものであること。

なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は危険物の取扱いに該当し、量に応じて危険物関連の規定が適用されるものであること。